



3

申請に「事前審査」の壁

本当に必要な人でも受けにくい構図

生活保護を受けないまま、生活苦の中で心も孤立死に至る……。そんな悲劇が報じられる。不正をする人がいるにしても、本当に困っている人はきちんと受けられるのだろうか。

再三の出直し 提出に3週間

そもそもどんな手続きで申し込むのか。低年金で暮らす、今月受給が決まった東京都の夫婦に会った。

この夫婦は、受給手続きの入り口にあたる申請書の提出までに約3週間かかった。合計4回、福祉事務所に足を運んだそう。初めて窓口を訪れた時から、手続きがスムーズにいくよう、借家の賃貸契約書や年金手帳、預金通帳などを持参した。面接室に通されたが申請書はもらえなかった。「通帳残額がもう少し減ってから来て」と帰された。

その後も「通帳の記載が古い」となごの不備を指摘され、出直すよう求められた。「財布を見せて」と言われ、手持ちのお金を机に並べたこともあった。夫(65)は「敵しかった」と振り返る。

5月末にようやく申請書を渡され、提出した。2日後、男女一組の職員が自宅を訪れた。「経済的支援ができるか聞くので、家族の連絡先を教えてください」と

生活保護を受けるまでの流れ

失業や病気などで経済的に苦しくなった

福祉事務所に相談

生活保護を申請 申請書は口頭でも可

生活保護を受けられるかを調査

- 職員が自宅などに来る
- 預貯金・不動産、就労収入、年金などを調査
- 家族に、仕送りなどの支援ができるか調査

自治体が、生活保護を受けられるかどうかを決定・通知

保護を開始 最低生活費と、差額を支給する

原則2週間

申請できない... 職員

生活保護の受けにくさが問われた事例(年齢は当時)	
2006年	認知症の母親(86)の介護で仕事を辞めた京都市の50代男性が、生活保護を受けられないまま母を絞殺。承諾殺人で有罪判決。「生活保護行政のあり方が問われている」とも過言ではない」と裁判官
07年	生活保護を打ち切られた北九州市の男性(52)が「おにぎり食べたい」と書き残して孤立死 ▼男性が亡くなった部屋



12年	生活保護の窓口を3回訪れていた札幌市の40代姉妹が孤立死しているのが見つかった
13年	母親(70)と心中を図った札幌市の40代女性に、承諾殺人で有罪判決。「肩身が狭い」と生活保護を辞退していた

「妨害」認め自治体に賠償命令

申請を妨害する違法な対応をしたとして、裁判で賠償を命じられた自治体がある。埼玉県三郷市だ。

提訴は8年前。原告代理人だった吉原慶子弁護士が説明してくれた。原告は当時40代後半だった夫婦で、父親は白血病でその妻は脳梗塞で失った。そのショックなどで母親は精神科に通院。下の娘は中学生。当時20代だった息子の月給10万円のアルバイト代が支えだった。医療費などは月10万円近く、家賃支払いも滞った。

受給者増え「現場がまわらない」

申請を妨げる「部自治体の窓口対応は「水際作戦」と呼ばれ、過去に何度も問題化した。「働いて」「家族に養ってもらって」。事情を考慮せず、相談で「壁」をつくる。厚労省も申請書を侵害しないように指導はしてきた。なぜならならぬのか。複数の現場職員があげたのは人手不足だ。ケースワーカーの担当は65〜80世帯が標準とされる。受給者数が増え続けているなか、実際は93世帯(2012年度の平均)。申請を受ければ戸籍や預貯金を調べ、自宅訪問も必要だ。「ウチも事前審査はしている。申請を全く受けつけない程度にとどまるという。」

こうしたなか生活保護法改正案が国会で審議されている。特別な事情がなければ申請時に書類提出を義務を明記、家族に扶養を求める手続きも強化する改正だ。首都大学の岡部卓教授は「書類提出義務は、申請を受けつけない口実に使われる恐れがある。また扶養義務の強化で、『家族に迷惑をかけたくない』と申請しない人が増え、申請しない人が増える」と心配する。